

※必ずお目通してください。

全 住 協 第145号
平成26年8月6日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
総務委員長 小 山 浩 志

改正労働安全衛生法（ストレス診断の義務化）対策セミナーの開催について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、メンタルヘルス対策の充実・強化等を目的とした労働安全衛生法の一部を改正する法律が平成26年6月25日に公布され、1年6か月以内に施行されることとなっておりますが、この改正により、労働者数50名以上の事業場は労働者に対するストレスチェックの実施が義務付けられることとなっております。

そこで、このたび当委員会では、標記セミナーを開催し、同法の改正に対し企業がどのような対策をとればいいのかなどについて、また、今回「全住協新保障制度」の新メニューとして追加する「LTD（長期障害所得補償保険）制度」についてのご説明等を行うことといたしました。

つきましては、このセミナーを下記のとおり開催いたしますので、ご繁忙のこととは存じますが、ご参加くださいますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 平成26年9月3日（水） 14：30～17：00
2. 会 場 あいおいニッセイ同和損保 日本橋本社ビル2階
東京都中央区日本橋3-5-19
3. 内 容 第1部「メンタルヘルス対策」
第2部「LTD制度の活用について」
4. 参加費 無 料
5. 申込み 8/27（水）までに、別紙「参加申込書」に必要事項ご記入の上、
FAX又はE-mailにてお申込みください。
6. 問合せ先 (一社)全国住宅産業協会 担当：米山
TEL 03-3511-0611
E-mail a_yoneyama@post.sannet.ne.jp

以 上

労働安全衛生法改正(ストレス診断の義務化)対策セミナー

改正により生じる課題とその対策をいかに取るべきか?対策方法を再整理!!

拝啓 皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

メンタルヘルス対策の充実・強化等を目的とした労働安全衛生法の一部を改正する法案が平成26年6月19日に衆議院において可決・成立し、同25日に公布されました。公布から1年6か月以内の政令で定める日をもって、従業員のストレス診断(メンタルヘルスチェック)が事業者[※]に義務付けられます。

貴社のメンタルヘルス対策は万全ですか?

今回のセミナーは、第一部ではストレス診断義務化によって生じる課題と、企業における対策のポイント、第二部ではストレス等を起因とする従業員のディスアビリティ(長期就業不能)マネジメントの考え方および当協会にて新規に導入するLTD制度の概要について、ご説明いたします。

ご多忙の折とは存じますが、何卒、ご来臨賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

一般社団法人 全国住宅産業協会

『労働安全衛生法改正対策セミナー』概要

日時 平成26年9月3日(水) 14:30~17:00 <受付13:45>

会場 あいおいニッセイ同和損保 日本橋本社ビル2階(次頁の地図をご確認ください)
<住所>東京都中央区日本橋3-5-19

内容 第1部 「メンタルヘルス対策」

～ストレス診断義務化によって生じる課題と対策のポイント～

アイエムエフ株式会社
CEO

大塚 博巳 氏

損害保険会社の医療・介護専門部署にて保険商品立案と販売支援サービス企画等を歴任。

日本におけるメンタルヘルス問題が企業経営上の大きな課題となることをいち早く捉え、2001年に渡米して企業のメンタルヘルス対策(EAP)の先進事例に触れ、大学・病院および専門機関による企業のメンタルヘルス対策の理論と実践を学ぶ。

帰国後、日本のメンタルヘルス対策における具体的手法の開発と普及を目的に同法人および研究センターを設立、現在に至る。

第2部 「LTD制度の活用について」

～ストレス等を起因とする従業員のディスアビリティ・マネジメント～

ジャパン・アフィニティ・マーケティング株式会社
代表取締役社長

島田 郁矢 氏

1991年、ジャパン・アフィニティ・マーケティング社の出資会社マーシュ ジャパン株式会社に入社。保険代理店・保険仲立人として、外資系・日系企業向けに、顧客の視点に立ったリスクマネジメント・保険プログラムの構築に携わる。

2010年より、ジャパン・アフィニティ・マーケティング社に出向し、2011年3月より現職。長期所得補償制度などを中心に、個人・中小企業向けのアフィニティ分野においても、顧客にとって最適となる保険プログラムの提供を行っている。

参加費 無料

申込み 裏面の申込用紙にご記入いただき、FAX又はE-Mailにて全住協事務局あてに送付下さい。
※締切日:平成26年8月27日(水) *先着50名まで(定員になり次第締め切らせていただきます)

問合せ (一社)全国住宅産業協会 担当:米山、東 <電話> 03-3511-0611

【申込先】

一般社団法人 全国住宅産業協会 米山宛

(FAX: 03-3511-0616 又は E-Mail: a_yoneyama@post.sannet.ne.jp)



「労働安全衛生法改正対策セミナー」参加申込書

社名		
役職		
フリガナ		
出席者氏名		
電話番号		
FAX番号		
メールアドレス		

※申込書に記載していただいた個人情報は、セミナーの運営や主催企業のサービスのご案内以外に使用することなく、個人情報保護法に基づき厳重に管理させていただきます。

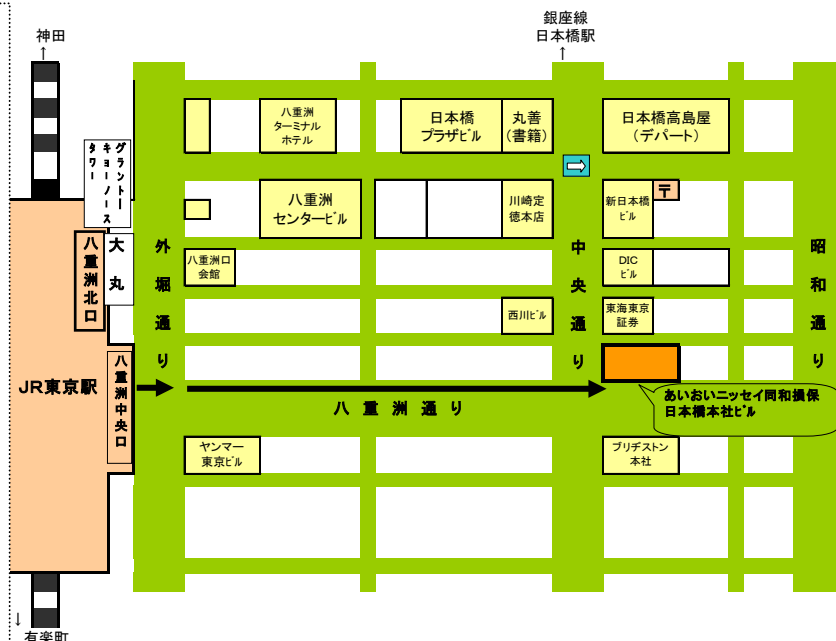
※出席人数については、1社につき2名様までとさせていただきます。

■会場ご案内

あいおいニッセイ同和損保
日本橋本社ビル

【住所】
東京都中央区日本橋3-5-19

【アクセス】
JR東京駅から「あいおいニッセイ同和損保日本橋本社ビル」までのアクセス(徒歩5分)
* JR東京駅八重洲中央口から出て、外堀通りを横断し、八重洲通りを直進ください。中央通りを横断した正面の建物が「あいおいニッセイ同和損保日本橋本社ビル」になります。
(外堀通りは、地上でも、地下街をお通りいただいても横断が可能です。)



労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）の概要

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案など最近の労働災害の状況を踏まえ、労働災害を未然防止するための仕組みを充実

- ・ 特別規則で規制されていない化学物質が原因で胆管がんの労災事案が発生 ⇒ 化学物質のリスクを事前に察知して対応する必要性
- ・ 精神障害の労災認定件数の増加 ⇒ 労働者の健康状態を把握し、メンタル不調に陥る前に対処する必要性
- ・ 同一企業における同種の災害の発生 ⇒ 当該企業の他の事業所における災害発生を未然に防止する必要性 等

1. 化学物質管理のあり方の見直し

- 特別規則の対象にされていない化学物質のうち、一定のリスクがあるもの等について、事業者には危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)を義務付け。

2. ストレスチェック制度の創設【前回提出法案(※)から修正】

- 労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査(ストレスチェック)の実施を事業者には義務付け。ただし、従業員50人未満の事業場については当分の間努力義務とする。
- ストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

3. 受動喫煙防止対策の推進【前回提出法案(※)から修正】

- 受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを努力義務とする規定を設ける。

4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

- 厚生労働大臣が企業単位での改善計画を作成させ、改善を図らせる仕組みを創設。(計画作成指示等に従わない企業に対しては大臣が勧告する。それにも従わない企業については、名称を公表する。)

5. 外国に立地する検査機関等への対応

- 国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど特に危険性が高い機械を製造等する際に受けなければならないこととされている検査等を行う機関のうち、外国に立地するものについても登録を受けられることとする。

6. 規制・届出の見直し等

- 建設物又は機械等の新設等を行う場合の事前の計画の届出(法第88条第1項)を廃止。
- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加。
【前回提出法案(※)と同様の内容】

施行期日: 公布の日から起算して、それぞれ6は6月、3・4・5は1年、2は1年6月、1は2年を超えない範囲内において政令で定める日

※ 第179回国会にメンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策などを内容とする労働安全衛生法の一部を改正する法律案を提出し、第181回国会で衆議院の解散により審議されず廃案となった。

2. ストレスチェック制度の創設

※前回法案から修正

○精神障害の労災認定件数が3年連続で過去最高を更新するなど増加（21年度:234→22年度:308 →23年度:325 →24年度:475）

- 労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査（ストレスチェック）の実施を事業者に義務づける。ただし、従業員50人未満の事業場については、当分の間努力義務とする。
- ストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。
- 国は、ストレスチェックを行う医師、保健師等に対する研修の充実・強化、労働者に対する相談・情報提供体制の整備に努めるものとする。

【ストレスチェック制度の概要】

